

現場説明書

工 事 名 〇〇新築工事

説 明 事 項 事業損失補償

地盤変動を原因とする建築物等の事業損失補償は、次のいずれかを指定する。

- あらかじめ覚書を締結する工事

- 工事施工中及び完成後、損害が判明した場合、その時点で覚書を締結する工事

〇〇〇課

なお、詳細については『「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償」(要旨)』(高知市ホームページに掲載・契約課入札控閲覧室にて提示)を、参照してください。